

## 1 趣旨

県内の農業委員会は、全ての市町村において「農業委員会等に関する法律」（以下「農業委員会法」という。）に基づく新体制へ移行し、今後は関係機関・団体との連携の下に、制度改正の主眼である「農地利用の最適化」を着実に推進し、具体的な成果を積み上げていくことが重要課題となっています。

農地利用の最適化の主な手法は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入等による農地の利用の促進であり、本県では従来から農地利用集積円滑化事業や利用権設定等促進事業などにより、地域の実情に応じた取組が進められてきました。

これまでの取組成果をもとに、地域における貴重な資源である農地の確保と有効利用を図り、将来に引き継いでいくため、平成31年3月27日開催の愛知県農業会議臨時総会における「農地利用の最適化の推進に関する申し合わせ決議」（参考1）に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の連携・協力の下に取組が進展することを目指して、「愛知の農業委員会活動活性化運動」を実施します。

## 2 基本的な考え方

この運動の実施に当たっての基本的な考え方は、次の3点です。

- ① 「農地利用の最適化」を推進する目的は、農地の利用の効率化及び高度化の促進であり、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」は、そのための手段であるという視点に立って、各地域においてそれぞれの特性に応じた形で主体的に取組を進めていく。
- ② 「農地利用の最適化」の推進は、農業委員会の必須事務であるが、農業委員会だけで成果を挙げることは難しいことから、農業委員会の方針を明確にした上で、市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JA、土地改良区など関係機関・団体との連携や協力を深めていく。
- ③ 農業委員と推進委員の連携による農地の現状や農地の所有者の意向の把握、「人・農地プラン」などについての地域の話し合いへの参加等の現場活動が積極的に展開されるよう、両委員に対し実効性のある支援を行っていく。

## 3 農業委員会の対応

各農業委員会において、次に掲げる項目を中心として、それぞれの地域の特性やこれまでの経緯・成果を踏まえた対応を行ってください。

### I 農業委員会の体制整備

- ① 地域の実情及びこれまでの取組状況を踏まえた実効性の高い「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（以下「農地利用最適化推進指針」という。）の策定

- ② 農地利用最適化推進指針に基づいた活動計画の策定と進捗状況の把握
- ③ 新たな取組項目等の設定
- ④ 改正農地中間管理事業法への対応
- ⑤ 市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、J A、土地改良区など関係機関・団体との連携の強化
- ⑥ 都市地域及び中山間地域の営農条件に応じた農地利用の最適化の推進
- ⑦ 遊休農地の発生防止・解消対策のための現場活動の強化

## II 農業委員及び推進委員による現場活動の展開

- ① 農地パトロール(利用状況調査)等による担当区域内の正確な農地情報の把握
- ② 生産組合等の会合等を活用した効果的な農家意向調査等の実施による農家の意向の把握
- ③ 「人・農地プラン」に関する検討会などへの参画
- ④ 農地の出し手と受け手のマッチングなどの実施
- ⑤ 農地中間管理事業の理解と周知活動
- ⑥ 農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- ⑦ 現場活動のノウハウの習得

## III 農業委員会活動の充実・強化

- ① P D C Aサイクルによる農業委員会活動の点検・評価・情報発信
- ② 現場活動を後押しする農地利用最適化交付金の活用
- ③ 地域の実情を踏まえた政策提案活動の実施
- ④ 新規就農者や女性農業者などを含めた意欲ある担い手への支援
- ⑤ 女性農業委員・推進委員の力の活用
- ⑥ 全国農業新聞・全国農業図書の活用
- ⑦ 農業者年金の周知・加入推進

## 4 留意事項

3に掲げる対応を進めるに当たっての主な留意事項は次のとおりです。また、想定される取組の例は、参考2のとおりです。

なお、個人情報の取扱いに関しては、市町村の条例の規定に適合する範囲で対応してください。

### (1) 農地利用最適化推進指針の策定

農業委員会法第6条第2項で、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な事務として位置付けられたことを受け、農業委員会は、同法第7条で農地利用最適化推進指針を定めるよう努めなければならないこととされました。

この指針では、農地等の利用の最適化の推進に関する目標数値とその目標の達成に向けた具体的な推進方法を定めることとされており、農業委員や推進委員が現場活動を行う上での基本となるものです。

数値目標・推進方法については、基本的に3年ごとに検証・見直しをしましょう。

## (2) 地域の実情に応じた活動計画の策定及び活動状況の検証

地域の課題は、農地の集積・集約化を始め担い手や後継者の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消対策など、地域ごとに様々であり対応すべき優先順位も異なると思われます。また、米、野菜、果樹、花き等の農産物の種類のほか、都市地域、平担地域、中山間地域といった地理的な条件、更には農業振興地域、市街化区域といった土地利用規制の違いもあるため、「農地利用の最適化」の内容は異なったものとなりますので、各地域の実情に即した施策の推進が求められます。

各地の事例は参考とはなりますが、それぞれの地域において農業委員及び推進委員が連携して主体的に取り組むことが基本となります。

このため、単年度ごとの目標と具体的な活動計画の策定に当たっては、各委員の意見やこれまでの活動状況等を踏まえ、より実効性の高い目標と具体的な活動計画を策定するとともに、その状況を検証し、次年度以降の活動につなげていくことが必要となります。

## (3) 新たな取組項目等の設定

「農地利用の最適化」については、具体的な成果が求められる段階となっており、農業委員や推進委員による現場活動がこれまで以上に重要となってきます。

このため、これまでの活動を踏まえた新たな取組項目の設定、農業委員や推進委員が共通する認識と活動の目標を持って現場活動に取り組めるよう重点取組項目を設定することも必要となってきます。

農業会議として全県一律のものは設定しませんので、各農業委員会において、地域の実情に即した実効性の高いものを設定するように努めてください。

## (4) 改正農地中間管理事業法への対応

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、地域における農業者等による協議の場の実質化に関して、農業委員会の役割が規定されることになり、次の二点の取組を徹底することが重要となってきます。

### ① 農地の所有者の農業上の利用の意向の把握等

農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用意向の把握その他農地の効率的な利用に資する情報提供を行う役割を担うこととなります。

### ② 農業委員及び推進委員の「農業者等の協議の場」へ積極的な参画

農業委員会は、市町村が設置する農業者等の協議の場へ農業委員及び推進委員が出席するために必要な協力を行うこととされています。

地域協議の場では、市町村は、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保等の情報を提供するように努めることとされていますので、農業委員会としても、農業委員や推進委員が収集した情報については、市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JA、土地改良区といった関係機関・団体との連携、情報の共有がより一層求められます。

農業委員会においては、法律等の改正内容を踏まえた上記二点の取組を具体的に進めていくためには、市町村農業振興担当部局との事前調整が必要となります。

#### (5) 効果的な現場活動の展開に向けた取組

地域の実情は多様であり、一律な対応策は存在しないため、現場活動に当たっては、担当地区の現状や農業者の意向、農地の情報を把握することが何よりも大切です。

農業委員会として、農業委員や推進委員が担当区域において効果的に現場活動を行うことができるよう、生産組合長会やJA受託部会、産地協議会など既存の組織・会議を活用していきましょう。

#### (6) 現場活動の具体的な進め方

現場活動には様々な手法が考えられますが、進め方の基本的な手順については、参考3のとおりです。

なお、平成30年度に「農地利用の最適化を目指す現場活動ガイドブック」を作成しましたので、現場活動に際して活用してください。

#### (7) 農業委員会活動の点検・評価・情報発信

農業委員会が策定した農地利用最適化推進指針及び当該年度の活動計画に基づいて、取組が進捗しているかどうかを検証する必要があります。

検証に当たっては、農業委員や推進委員の活動の状況を活動記録簿により確認するとともに、集約した全体の活動状況が計画に沿って進捗しているかどうかなど、PDCAサイクルによる農業委員会活動の点検・評価を行い、課題があれば改善策を講じるようにしましょう。

#### (8) 農地利用最適化交付金の活用

農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進委員の活動に上乗せ報酬等を支給するための交付金で、現場活動を後押しするために活用されています。

活動実績分と成果実績分で構成されますが、成果実績分の見通しが立ちにくい場合においては、活動実績分の活用を先行して行うなどの対応も考えられますので、積極的に活用しましょう。

#### (9) 政策提案活動の実施

農業を取り巻く状況は、地域によって異なりますので、地域の実情を踏まえた政策提案活動を実施してください。農業委員会法第38条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関し関係行政機関等に対して、意見を提出しなければならないと規定されています。意見を提出された関係行政機関等は、意見を考慮しなければならないとされていますので、実効性や整合性には十分考慮しながら積極的に取り組むようにしましょう。

#### (10) 意欲ある担い手への支援と女性農業委員・推進委員の力の活用

「農地利用の最適化」を進めるためには、今後の担い手の確保が重要です。このため、農業者の高齢化や減少が続く中で新規就農者や女性農業者などを含めた意欲ある担い手への支援に努めましょう。

また、農業委員会活動において、男女共同参画推進の観点から女性の農業委員及び推進委員の力を活用するとともに、女性や若い農業者の更なる登用に向けて取り組みましょう。

## 5 (一社) 愛知県農業会議の対応

### (1) 農業委員会に対する的確な情報提供等の支援

県知事指定の農業委員会ネットワーク機構として、県及び農地中間管理機構との調整を図りながら、農業委員会に対する的確な情報提供や助言を行うよう努めます。

今年度においては、現場活動の推進を目的としたより実践的な内容に重点を置いた次の取組を行います。

- ・農業委員、推進委員及び農業委員会事務局職員を対象として、農地中間管理事業法の改正内容を踏まえた農地利用の最適化における役割など現場活動の促進を目的とした研修会や話し合いをけん引するスキル習得のための講習会を開催します。
- ・農業委員会事務局を対象として、地域の実情に即した農地利用の最適化の推進方法等の協議や情報交換を行う巡回支援を地域ごとに実施します。
- ・農業会議のホームページの充実に努め、「農地利用の最適化推進コーナー」に県内の市町村の取組状況など現場活動の促進に資する各種状況を紹介します。
- ・都市地域、平坦地域、中山間地域といった地域区分のほか、水田、畑、樹園地といった農地の分類も考慮して、県、機構と連携して「農地利用の最適化」の推進に向けた先進的な取組事例を必要に応じて現地調査し、情報発信します。
- ・農業委員や推進委員の現場活動に資するために作成したガイドブックを必要に応じて修正して提供します。
- ・農地情報公開システムや都市農業等に関する研修会、情報提供等を必要に応じて実施します。

### (2) 農業委員会における取組状況の把握

各農業委員会における取組がどの程度進捗しているかを把握し、今後の検討の基礎資料とするため、当該年度における取組状況について、次に示す日程を目途に定期的に確認を行います。

また、取りまとめ結果については、適宜情報発信します。

取組時点	6月末	9月末	12月末	3月末
報告時期	7月中旬	10月中旬	1月中旬	4月中旬

特に重要な事項についての取組を総括する指標と目標を次のとおり設定します。

番号	内 容	目 標
I	現場活動に年12回(月平均1回)以上取り組んだ農業委員及び推進委員の人数	80% (1,258人)
II	農地の所有者の農業上の意向把握を実施した農業委員会数	100% (54委員会)
III	農業委員及び推進委員が農業者等の協議の場へ出席している農業委員会数	100% (54委員会)

### (3) 農業委員会における取組事例の把握

各農業委員会で新しい取組がなされ始めているので、以下の取組事例を収集し、県内の農業委員会へ情報提供していきます。

I	農業委員会が新体制に移行した後、新たに取り組んでいる事例又は内容を充実させた事例
II	農業委員会(農業委員又は推進委員)が参画して機構事業等を活用して農地の利用集積等農地利用の最適化に取り組んでいる地域の事例

なお、I又はIIについて、令和2年3月末までに1事例の報告をお願いします。

## 農地利用の最適化の推進に関する申し合わせ決議

県内の農業委員会は、全ての市町村において改正農業委員会法に基づく新体制への移行が完了し、関係機関・団体との連携の下に、「農地利用の最適化」を着実に推進し、具体的な成果を積み上げていくことが課題となっている。

国においては、農業の成長産業化を目指した農業改革の本格化に向け、担い手への農地集積・集約化等の抜本的な推進を図るため、「人・農地プランの実質化」を柱の一つとする農地中間管理事業の見直しを進めている。

農地利用の最適化の主な手法は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進であり、本県では従来から地域の実情に応じた取組が進められてきた。

これまでの取組成果をもとに、地域における貴重な資源である農地の確保と有効利用を図り、将来に引き継いでいくため、以下の事項について申し合わせ、決議する。

### 記

#### 1 農業委員会の体制整備

- ・「農地利用最適化推進指針」に基づいて地域の実情を踏まえた実効性の高い年度別活動計画を策定し、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となった取組を進めよう
- ・農業委員と推進委員の役割を明確にした上で、市町村農業振興部局、農地中間管理機構及びＪＡ、土地改良区などの地域の関係機関・団体との連携を強めよう
- ・農業者等の協議の場における農地の状況や所有者の利用の意向等に関する情報の提供や両委員の参画を進めよう

#### 2 農業委員及び農地利用最適化推進委員による現場活動の展開

- ・農業委員及び推進委員の連携により担当区域内の正確な農地情報の把握と戸別訪問などを通じた農業者の意向の確認に取り組もう
- ・「人・農地プラン」に関する検討への参加、必要とされる情報の提供、協議のコーディネーターとしての活動などに両委員が積極的に取り組むことができるよう支援しよう
- ・現場活動に役立つツールとして、農地の状況などを示す地図の活用を進めよう

#### 3 農業委員会活動の充実・強化

- ・PDCAサイクルにより農業委員会活動の的確な点検・評価を行うとともに、農地利用最適化交付金を活用しよう
- ・地域の実情を踏まえた政策提案活動に取り組もう
- ・新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手を支援しよう
- ・都市地域や中山間地域においては、制約された営農条件に対応した手法により農地利用の最適化を推進しよう

平成31年3月27日

一般社団法人愛知県農業会議臨時総会

参考2

取組の例

区分	主な項目	内容・留意事項
I 農業委員会の体制整備	①地域の実情及びこれまでの取組状況を踏まえた実効性の高い「農地利用最適化推進指針」の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会法第7条第1項で農業委員会に策定の努力が義務付けられている「農地利用最適化推進指針」を策定し、できるだけ正確な農地情報に基づいた明確な目標を設定する。</li> <li>・担い手への農地の集積率の目標は、「平成35年80%」が現実的でないのであれば、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に掲げた目標など、何らかの根拠を有する数値とする。</li> <li>・業務の実施に当たっては、行政委員である農業委員と農地利用最適化の推進活動を行う推進委員の性格の違いを踏まえた上で、農業委員会内の意思決定過程における両委員の役割を明確にする。また、担当地区内の現場活動における両委員の連携の仕方を明確にする。</li> <li>・数値目標・推進方法については、基本的に3年ごとに検証・見直しを行う。</li> </ul>
	②推進指針に基づいた当該年度活動計画の策定と進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進指針に基づいた単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。</li> <li>・すべての農業委員、推進委員が共通認識の下に1年間の活動を進める根拠となるようにする。また、各委員の活動記録簿の定期的な確認などにより進捗状況を把握する仕組みを構築する。</li> <li>・進捗状況を毎年度検証し、次年度以降の活動計画に反映させる。</li> </ul>
	③新たな取組項目等の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用の最適化については、具体的な成果が求められる段階となっており、農業委員や推進委員による現場活動がこれまで以上に重要となっているため、これまでの活動を踏まえた新たな取組項目を設定する。</li> <li>・農業委員や推進委員が、共通する認識と活動の目標を持って現場活動に取り組めるよう重点取組項目を設定する。</li> </ul>
	④改正農地中間管理事業法への対応 ⑤市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JA、土地改良区など関係機関・団体との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の所有者の農業上の利用の意向の把握等が重点取組となってくることから、農業委員及び推進委員が効率的な意向把握を行える方策を検討する。</li> <li>・農業委員及び推進委員の「農業者等の協議の場」へ積極的な参画が求められているため、市町村と連携して各委員が協議の場へ参加し、役割を担うように促す。</li> <li>・地域協議の場では、市町村は、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保等の情報を提供するように努めることとされているので、農業委員や推進委員が収集した情報について、市町村農業振興担当部局、農地中間管理機構、JA、土地改良区といった関係機関・団体との連携、情報の共有をより一層図る。</li> <li>・農地中間管理事業は、担い手への農地の集積を進める他制度の中でも、分散錯図を解消し、農地の集約が図られる効果があるとともに、農地整備事業における優先採択の利点もあることから、積極的な活用を努める。</li> </ul>



区分	主な項目	内容・留意事項
	⑥都市地域及び中山間地域の営農条件に応じた農地利用の最適化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農業施策の対象地域は、次のように区分される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A 市街化区域内の生産緑地地区</li> <li>B 市街化区域内の生産緑地地区以外の農地</li> <li>C 市街化区域辺縁の市街化調整区域内の農地</li> </ul> </li> <li>・これらの地域における農業の振興については、国において関係する法制度の整備や税制改正などの対応が順次進められている。</li> <li>・関係機関・団体等とともに、将来に向けた関係者の合意形成を図りながら諸制度の活用を含めた方策を検討する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域の農地は、次の三つのタイプに大別することができる。Aは相対的に優良農地であり、B、Cと条件が厳しくなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A 中山間地域の中の平場の農地</li> <li>B 農業機械の進入は可能だが、法面が急などの理由で草刈りや管理作業などに手間がかかる農地</li> <li>C 農業機械の進入や草刈りや管理作業などが難しい農地</li> </ul> </li> <li>・それぞれの農地の営農条件に即して、借地、農作業受委託、集落営農などの対応を検討していくことになるが、生産性の低さと担い手確保の困難性から条件が厳しい農地は除外していくことも選択肢となる。</li> </ul>
	⑦遊休農地の発生防止・解消のための現場活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第 30 条に基づく利用状況調査（農地パトロール）による農地利用の総点検及び同法 32 条に基づく利用意向調査を的確に実施するとともに、新たな遊休農地の解消対策について検討する。（例：地域農地保全隊の設置、新規参入による活用）</li> <li>・B分類に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。</li> </ul>
Ⅱ 農業委員及び農地利用最適化推進委員による現場活動の展開	①担当区域内の正確な農地情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員や推進委員による担当地区内の農地パトロール（利用状況調査）や日常における点検等により正確な農地情報を把握するようにする。</li> </ul>
	②担当区域内の農家の意向の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員や推進委員による農地台帳の補正調査や戸別訪問、農家意向調査等により、将来に向けた農業者の意向を把握するようにする。その際、集落や生産組合などの会合等で趣旨を説明しておくといよい。</li> </ul>
	③「人・農地プラン」に関する検討会などへの参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員や推進委員が「人・農地プラン」の策定や見直しに関する打合せ会などに積極的に参加するようになるとともに、「農地利用の最適化」が推進するよう話し合いをリードする。</li> </ul>
	④農地の出し手と受け手のマッチングなどの積極的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員や推進委員が農地の出し手・受け手に関する情報の整理、マッチング等を積極的に実施するようにする。</li> </ul>
	⑤農地中間管理事業の理解と周知活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員や推進委員が農地中間管理事業の仕組みについて理解を深めるとともに、その仕組みやメリットを農業者に周知するようにする。</li> </ul>
	⑥農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用の集積・集約化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会法第 17 条第 5 項において推進委員には農地中間管理機構との連携に努める義務が規定されており、農業委員についても農地利用最適化業務を行う場合は同様と解釈されている。</li> <li>・農業委員や推進委員が農地中間管理機構のコーディネーターや現地相談員との情報交換、連絡会の開催等を通じて、農地中間管理機構との連携を深めるようにする。特に農地利用の集積・集約の具体化に向けた進展が期待される場合は、農地中間管理機構との連携を重視して対応する。</li> </ul>

区分	主な項目	内容・留意事項
	⑦現場活動のノウハウの習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員や推進委員が研修会への参加や全国農業新聞・全国農業図書を活用などを通じて、役立つ情報の収集に努めることにより、その成果を自らの現場活動に反映させるようにする。</li> <li>・農業委員会内における現場活動の先行事例や優良取組について、委員間の情報共有を図る。</li> </ul>
Ⅲ農業委員会の活動の充実・強化	①PDCAサイクルによる農業委員会活動の点検・評価・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の運営の透明性を高めるため、農地利用最適化の推進の状況等を点検・評価し、その結果を今後の活動に反映させるとともに、農業委員会法第37条に基づき、ホームページ上で公表する。</li> </ul>
	②現場活動を後押しする農地利用最適化交付金の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用最適化交付金の活用と上乘せ報酬条例の整備を検討する。条例整備後は、成果実績分の申請に懸念がある場合は、先行して活動実績分だけ交付申請するなど柔軟に対応するとともに、現場活動の活発化に結びつくような形で活用する。</li> </ul>
	③地域の実情を踏まえた政策提案活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会に意見を提出する義務、意見を提出された関係行政機関に意見を考慮する義務を規定している農業委員会法第38条に基づいて農地利用最適化推進施策の改善に関する意見を提出するなど、地域の実情を踏まえた政策提案活動を実施する。</li> </ul>
	④新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不足する担い手の確保を図るため、必要とされる情報の提供や農地の紹介などにより、新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手を支援する。また、農業に参入しようとする企業に対して必要な助言・指導を行う。</li> </ul>
	⑤女性農業委員・推進委員の力の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の観点から、引き続き女性の農業委員及び推進委員の登用に向けて努力する。</li> <li>・農業体験、食農教育、若者・女性の新規就農支援の推進等の各般の分野において、女性農業委員・推進委員の力が発揮されるよう留意する。</li> </ul>
	⑥全国農業新聞・全国農業図書の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用の最適化推進に関する法制度の動向や先進的な取組事例などを紹介する全国農業新聞・全国農業図書を農業委員会活動に活用する。</li> </ul>
	⑦農業者年金の周知・加入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均余命の伸張にも対応して農業者の将来の生活の支えとなることが期待される農業者年金について、年金保険料変更の容易さや全額社会保険料控除などの有利性をもとに周知・加入推進を図る。</li> </ul>

### 参考3

#### 現場活動の具体的な進め方

##### ① 現場活動に必要な情報の収集と方針の明確化

農地は、限られた貴重な資源であり、農地を活用できる形で将来につないでいく活動が「農地利用の最適化」の推進であるとも言えます。このため、農業委員、推進委員は、域内の産業、暮らし、コミュニティなど、農業を取り巻く地域の現状と課題を踏まえて、地域づくりの将来像をある程度、想定することも大切です。

農業委員会が策定した農地利用最適化推進指針及び年度別活動計画に基づき、自らの活動の方針を明確にした上で、当該年度の活動の目標、手法、回数などの行動計画表を作成するなど見直しをもって進めるようにしてください。

また、研修への参加や全国農業図書館の活用等により、現場活動に関する必要な知識や先進的な事例についての情報の入手に努めることも大切です。農地中間管理事業については、事業の仕組みやメリットを正確に理解することが望まれます。

##### ② 農地の現状の把握

農地パトロール（利用状況調査）等により担当区域内の正確な農地情報を把握し、精度の高い農地台帳の整備につなげることが望まれます。また、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、必要な手続きを経て農地台帳から除外することも選択肢となります。

##### ③ 将来の農地の利用についての農業者の意向の把握

農家意向調査等により担当区域内の農家の意向を把握します。

農業委員や推進委員による農家への意向調査を実効あるものとするためには、地域の関係者の理解や協力を得ることが必要です。

このため、地域や集落における話し合いの場や生産組合の会合などに積極的に参加して、活動の趣旨を伝えた上で行うことが有効です。

農家の意向を把握するための調査票の様式例(P12～P15)を示しますので、参考にしてください。

##### ④ 地域における話し合いの実施

地域における地道な話し合いを通じて地域農業の現状と課題を明らかにした上で、担い手への農地の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や企業等の農業参入の促進等の「農地利用の最適化」を推進する方向性を明らかにします。

意向調査の結果をできるだけ地図に書き込むなどして、誰もが意見を言いやすい場となるよう工夫することが望まれます。

集落・地域が抱える人と農地の問題の解決を解決するための「将来の設計図」となる人・農地プランの作成・見直しにつなげるためにも担当地区内での会合や集会の場に積極的に参加してください。

##### ⑤ 農地の出し手と受け手のマッチング

農地の出し手と受け手をリストアップし、マッチングに向けて、農地中間管理事業等を活用する可能性を探ります。

農地中間管理事業の活用が期待される場合は、農業会議又は農地中間管理機構に連絡してください。



問5 問4で②の「経営を拡大している」と回答された方にお伺いします。

どのような手法で農地を拡大されますか。

- ① 親類など予定している者から借りる
- ② 貸し付ける者がいれば借りる
- ③ 具体的な見通しはない
- ④ その他 ( )

問6 問4で③の「経営を縮小している」又は④の「経営を止めている」と回答された方にお伺いします。

現在の農地はどうされますか。

- ① 親類など予定している者に貸す
- ② 借り受ける者がいれば貸す
- ③ 何も作付けをしない
- ④ その他 ( )

問7 農地の仲介・斡旋を行っている農地中間管理機構をご存じですか。

- ① 知っている
- ② 知らない

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

---

【自由記入欄】

地域の農業の課題や今後の方向性など農地に関する  
ご意見がありましたら記入してください。

【お問い合わせ先】〇〇市町村農業委員会（連絡先 )

この地区の今後の農業のあり方を検討するための資料とするため、調査へのご協力をお願いします。(該当する□の中にチェックするとともに、差し支えのない範囲で数値をご記入ください。)

住所：\_\_\_\_\_ 氏名：\_\_\_\_\_ 年齢：\_\_\_\_\_

### 1 農作業について

#### ◎ 現在の状況

- 自分で作業している
- 全部委託している
- 一部委託している

#### ◎ 10年後の見通し

- 自分で作業するか後継者が作業する
- 親類や近隣の担い手に任せる
- 親類や近隣の担い手ではない信頼できる誰かに任せたい
- 売却又は転用する

### 2 経営農地について

- 水田 (面積 a)
- 畑 (面積 a)
- 樹園地 (面積 a)
- 農業用ハウス (面積 a)

### 3 この地域の農地全体の維持について

- 現状のままでよい
- 集落全体で守っていく
- その他 ( )

ご協力ありがとうございました。

〇〇市町村農業委員会  
(連絡先 )

## 農地の利活用に関する意向調査

(出し手の把握に重点版)

住所：\_\_\_\_\_ 氏名：\_\_\_\_\_ 年齢：\_\_\_\_\_

問1 現在所有している農地に自作地はありますか。

① ある ⇒ 問2へ

② ない ⇒ 問4へ

問2 自作地のある方にお聞きします。自作地の状況を記入するとともに、貸付希望がある場合は何年後かをお答えください。

所在地	地目	面積	貸付希望の有無	何年後

問3 経営農地について教えてください。

区分	田	畑	樹園地	農業用ハウス
面積 (a)				

問4 今後農地を処分(売却)したいと思いませんか。

① 思う

② 思わない

問5 この地域の農地全体の維持についてどう思いませんか。

 現状のままでよい 集落全体で守っていく その他 ( )

ご協力ありがとうございました。

〇〇市町村農業委員会  
(連絡先 )

# 農業委員会の取り組み事例

農業委員会

新体制移行後に新たに取り組んだ事例又は内容を充実させた事例

--	--

--	--

--	--



# 農地利用の最適化に取り組んでいる地域の事例

農業委員会

地区の特徴・状況

地区の取り組みとポイント

- 
- 
- 
- 
-